

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

規 則

- 違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則(交通指導課)
- 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則(広報文書課)
- 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)
- 鳥取県立母来寮管理規則の一部を改正する規則(〃)
- 災害遺児手当助成条例施行規則の一部を改正する規則(児童家庭課)
- 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則(商工指導課)
- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則(農地経済課)
- 鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)
- 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(〃)
- 指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則(交通指導課)
- 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)
- 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

規 則

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十四号

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則

違法駐車車両の移動等を行なった場合に徴収する費用の額を定める規則(昭和四十七年七月鳥取県規則第五十二号)の全部を改正する。

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条第十四項の規定により運転者等又は所有者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。

負担金の種類	負 担 金 の 額
車両の移動に係る費用	一台につき八千円
車両の保管に係る費用	当該車両を保管した場所に係る駐車料金又は保管料金に相当する額
公示に係る費用	大蔵省印刷局長が定める官報公告料に相当する額
車両の開錠に係る費用	車両の開錠を行った者の定める開錠料金に相当する額

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十五号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「千七百円」を「千八百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十六号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を

改正する規則

（鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正）

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「収容定員」を「入寮定員」に改める。

別表の表の小居室のC十階層の項中

一一三、二二〇円

一一二、

一一〇円

を

一一四、七二〇円

一一三、七二〇円

に改め、同

表の大居室のC十階層の項中

一一四、二二〇円

一一三、二二〇円

を 一一五、七二〇円

一一四、七二〇円

に改める。

様式第二十五号中「宿務員」を「入寮員」に改める。

（鳥取県立福原荘管理規則の一部改正）

第二条 鳥取県立福原荘管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「収容定員」を「入所定員」に改める。

別表の表の小居室のC十階層の項中

一一三、二二〇円

一一二、

二〇〇円

を

一一四、七二〇円

一一三、七二〇円

に改め、同

表の大居室のC十階層の項中

一一四、一一〇〇円

一一三、一一〇〇円

を

一一五、七二〇円

一一四、七二〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県立母来寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十七号

鳥取県立母来寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立母来寮管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「收容し」を「入所させ」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「收容定員」を「入所定員」に改める。

第四条の見出しを「（入所）」に改め、同条第一項中「知事は、」の下に「県が」を、「法律第百三十三号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「收容措置」という。）をとる」を「入所措置」という。）を採

る」に、「收容する」を「入所させる」に改め、同条第二項中「收容措置を行う他の機関から母来寮への收容の委託を受けた」を「他の入所措置の実施者から母来寮に法第十一条第一項第二号の規定による入所の委託があつた」に、「收容する」を「入所させる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（短期間入所）

第四条の二 知事は、市町村から母来寮に法第十一条の二第一項第一号の規定による短期間入所の委託があつたときは、当該委託に係る者を母来寮に短期間入所させるものとする。ただし、前条第一項又は第二項本文の規定により入所させるのに支障が生ずるとき、又は前条第二項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第五条中「母来寮に收容されている者（以下「被收容者」）を「第四条又は前条の規定により母来寮に入所している者（以下「入所者」）に改める。

第六条中「被收容者」を「入所者」に改める。

第七条の見出しを「（退所命令）」に改め、同条第一項中「被收容者」を「入所者」に、「退寮」を「退所」に改め、同項第一号中「收容措置」を「入所措置又は法第十一条の二第一項第一号の措置」に改め、同項第三号中「收容する」を「入所させる」に改め、同条第二項中「第四条第二項の規定による被收容者」を「入所者（第四条第一項の規定により入所している者を除く。）」に、「退寮」を「退所」に、「收容を委託した機関」を「入所を委託した者」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

災害遺児手当助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十八号

災害遺児手当助成条例施行規則の一部を改正する規則

災害遺児手当助成条例施行規則（昭和四十七年三月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

五 前年（一月から六月までの間に災害遺児について支給される手当に

係る補助金については、前々年）の所得について納付すべき所得税額

がある者にその生計を維持され、又はその者と生計を同じくする者

附 則

1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の災害遺児手当助成条例施行規則第三条の規定は、昭和六十二年四月一日以後に災害遺児について支給される手当に係る補助金について適用する。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十九号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表の第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項中「七年以内」の下に「（知事が特に必要があると認めるものについては、十年以内）」を加え、「五千万円」を「五千万円、知事が特に必要があると認めるものについては一億円」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金に係る貸付けの条件については、なお従前の例による。

農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十号

農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行規則（昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「こえる」を「超える」に改め、「、県の区域を地区とする農事組合法人」を削り、「組合については」を「農業協同組合連合会については、」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第一鳥取県蚕業指導所の項を削る。

別表第一の二の二の表福祉事務所の項中「並びに」の下に「身体障害者

措置費、」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号中㉑を㉒とし、㉓から㉕までを一ずつ繰り下げ、同号㉖中「（昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号）」を「（昭和六十二年三月鳥取県条例第五号）」に改め、「（同条第三号に規定する手数料を除く。）」を削り、同号中㉗を㉘とし、㉙の次に次のように加える。

㉘ 鳥取県家畜人工授精師講習手数料条例（昭和六十二年三月鳥取県条例第二号）第一条の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

公安委員会規則

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

鳥取県公安委員会規則第一号

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の二第六項の規定により運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。

負担金の種類	負担金の額
車両の移動に係る費用	一台につき八千円
車両の保管に係る費用	当該車両を保管した場所に係る駐車料金又は保管料金に相当する額
公示に係る費用	大蔵省印刷局長が定める官報公告料に相当する額
車両の開錠に係る費用	車両の開錠を行った者の定める開錠料金に相当する額

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とする。

第五条第六号を次のように改める。

六 情報の管理に関する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に関すること。

第五条中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

八 公文書類の接受、発送、審査、浄書、印刷、編集及び保存に関すること。

第十条の三五号を次のように改める。

五 鉄道警察に関すること。

第二十条の次に次の二条を加える。

(情報管理室)

第二十条の二 警務課に、情報管理室を附置する。

2 情報管理室の位置は、鳥取市とする。

3 情報管理室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもつて充てる。

4 室長は、上司の命を受け、情報管理室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊)

第二十条の三 外勤課に、鉄道警察隊を附置する。

2 鉄道警察隊の位置は、鳥取市とする。

3 鉄道警察隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

4 隊長は、上司の命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「法第四十五条第一項ただし書」の下に「及び法第四十九条の二第五項」を、「よる許可」の下に「(以下「駐車許可」という。)」を加え、「各号の一に」を「各号(法第四十九条の二第五項の規定による許可については、第二号を除く。)」のいずれかに」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六条第二項及び第三項中「法第四十五条第一項ただし書の規定による」を「駐車」に改める。

別表第六号中「駐車時間制限の規制(パーキング・メーターが作動されていなければ駐車してはならない場所に係る規制を含む。)」を「時間制限駐車区間の規制」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号 (第3条関係)

鳥取県公安委員会 殿

申請者 住所 氏名 年 月 日

④

車両の種類		車両登録番号	
除外の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
除外する区域 又は			
指定を必要とする理由			

通 行 禁 止
駐 車 禁 止
時間制限 駐車区間規制

禁止除外車指定証

第 号

条件

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とする。

原簿簿名「第1号の(1)(3)号「駐車時間制限」又は「時間制限駐車区間規制」に関する。

原簿簿名「第1号の(1)(3)号

駐車の期間	年 月 日から 年 月 日 時から
駐車しようとする駐車禁止道路の区域又は区間	

月 日まで	時 分
月 時 分	から 分 まで
駐車の時間	駐車の場所

時 分	から 分 まで
-----	---------

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

年 月 日

警察署長 印

ヤ

別記様式第3号の2 (第6条関係)

第 号

駐 車 許 可 車

車両登録番号 _____

駐車の場所 _____

駐車の方法 _____

駐車の期間 年 月 日 時 分 から
及び時間 年 月 日 時 分 まで

年 月 日

警 察 署 長 印

別記様式第三号の二を次のように改める。

第 号		駐 車 許 可 証
上記のとおり許可する。ただし、次の駐車の方法及び条件に従うこと。		
1 駐車の方法		年 月 日 警 察 署 長 印
2 条 件		

に 改

備考 用紙は青色とし、大きさは日本工業規格B列6番とする。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。